

居宅介護支援
ナースカンパニー居宅介護支援事業所 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ナースカンパニーが開設するナースカンパニー居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを趣旨とする。

(事業の目的)

第2条 本規程は、特定非営利活動法人ナースカンパニーが開設する指定居宅介護支援事業所は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ナースカンパニー居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 三重県津市一志町大仰58番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（主任介護支援専門員・常勤兼務）

管理者には主任介護支援専門員を配置し、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行い自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 主任介護支援専門員 1名(管理者兼務1名)

(3) 介護支援専門員 1名以上(常勤専従1名以上)

主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成等の指定居宅介護支援の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名以上(非常勤職員1名以上)

(営業日、営業時間等)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後6時までとする。

(3) 電話等により、24時間対応可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用者等に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得るものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示する。

3 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び要介護認定の有効期間等を確かめる。

4 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

5 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行う。

6 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成に当たっては、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービス提供の手続を行う。また、サービス事業所の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。

7 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

8 介護支援専門員は実地状況の把握(以下モニタリング)にあたっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない

ア 少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること

9 予め、利用者等に対し、利用者が病院もしくは診療所（以下「医療機関等」という）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととする。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼する。

10 事業所は、以下のいずれかに該当する正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否してはならない。

- (1) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- (3) 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

11 課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドライン方式を用いる。

12 相談を受ける場所は相談室とする。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり30円を徴収する。また、公共交通機関利用料は、事業実施地域を越えた地点から自宅の最寄り駅までの実費相当額とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、松阪市、津市とする。

（ハラスメント対策の強化）

第10条 当該居宅介護事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第11条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに関係市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、サービス完結の日から2年間保存する。

(非常災害感染症対策)

第12条 非常災害及び感染症対策は、次のとおりとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定め、必要に応じ、訓練を行う。
- (2) 感染症に対処するため、安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制を定め、必要に応じ、研修を及び訓練を行う
- (3) 安全確保のための必要な手順や、訓練内容など、定期的に従業者に周知する。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により関係市行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び当該市行う調査に協力するとともに、当該市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施

する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

- 2 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、サービス完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ナースカンパニー理事会とナースカンパニー居宅介護支援事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日 から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日 から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日 から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日 から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日 から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日 から施行する。